

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(第2期)

社会福祉法人 嬉泉

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、  
次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～ 2027年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：5年前に施行した人事制度及び、キャリアパス制度を見直し、  
行動計画期間内に運用を開始する

**(2026年度常勤離職率14%以下、新卒3年未満の離職率10%以下)**

<対策>

- 人事制度及びキャリアパスプロジェクトを設置し検討開始
- 制度に関する研修を実施する（職層毎）全職員への周知

目標2：職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備  
新たな休暇制度の導入を図る

**(2024年度～26年度各年度に於ける有給休暇取得率85%以上)**

<対策>

- 計画実行年度、有給休暇・超過勤務の取得・実績状況を把握する
- 実績報告については、法人内会議やインフラなどで是正に向けた啓発を行う
- 新たな目的別休暇の見直しを検討し導入する